

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

本件申請を棄却する。

理 由

第1 当事者の求めた裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、6784万0173円を支払え、
との裁定を求める。

2 被申請人

主文同旨の裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、東京都港区□□□でペルシャ絨毯販売店を営んでいた申請人が、申請人店舗の近隣で行われたA建設工事に伴い、①掘削された土砂を運搬する多数の車両が同店舗前で大量の粉じんを飛散させたため、商品であるペルシャ絨毯が汚損し、それらをイランに輸送してクリーニングする費用相当額等の損害を被った（絨毯の汚損による損害については、上記土砂運搬車両と他の多数の通行車両との共同不法行為によるものであるとの予備的主張がある。）、②上記工事に伴う関連工事により騒音、振動等が発生したため同店舗の売上が減少し、当該騒音、振動等がなければ得られたであろう利益相当額の損害を被ったと主張して、上記工事を施工した共同企業体の代表者である被申請人に対し、不法行為に基づく損害賠償金の支払を求める責任裁定を申請した事案である。

1 前提となる事実（認定に用いた証拠等は各文の末尾に掲げる。）

(1) 申請人は、25年以上前から肩書地においてペルシャ絨毯販売店を営む

株式会社である。肩書地にある申請人店舗ではペルシャ絨毯の展示・販売が行われているが、同店舗では、下記(2)の工事以前から、営業中は入口のドアを開放している。(当委員会が平成20年7月8日に行った事実調査の結果、審問の全趣旨)

- (2) 申請人店舗の近隣(東京都港区□□□□□地内、B跡地)において、平成16年4月から平成19年1月まで、A建設工事(以下「本件工事」という。)が施工された。本件工事は、C株式会社が発注し、「(仮称)Aプロジェクト新築工事 D・E建設工事共同企業体」が施工したものであり、被申請人は同共同企業体の代表者であった。(乙16、審問の全趣旨)

本件工事では、平成16年4月初旬から平成18年6月初旬まで、工事現場の各所で地盤の掘削が行われた。(乙16、審問の全趣旨)

また、本件工事に関連して、平成16年10月ころから平成19年3月ころにかけて、Aと地下鉄F駅を地下で連絡するため、長さ約160メートルのF駅連絡通路建設工事(以下「連絡通路工事」という。)が行われた。(甲9、乙16、審問の全趣旨)

- (3) 申請人代表者は、平成16年6月ころから、何度も本件工事現場に赴き、工事担当者に対し口頭で騒音、振動、粉じんの被害を説明し、事態の改善を求めた。また、申請人代表者は、平成18年になると行政機関や施主であるC株式会社にも苦情の相談をした。(審問の全趣旨)

上記共同企業体の近隣対応を担当していた被申請人従業員Gは、申請人に対し、同年6月22日、本件工事、連絡通路工事等に直接起因する家屋の損傷については双方協議の上必要な措置を行うこと、これらの工事に起因して発生した損傷において安全上緊急性が必要と判断した場合は、双方協議の上速やかに補修等の措置を行うことを約束した。(甲1、審問の全趣旨)

- (4) 申請人は、被申請人等に対し、同年7月18日付けで、本件工事による

振動，粉じん，騒音，排気ガス，悪臭，環境美観喪失のため被害が出ているとして，店舗の構築物，大理石・石板の原状回復と汚損された商品に対する解決・善処を要望する旨訴えたところ，被申請人は，同月21日付けで，振動による申請人店舗の内外装・大理石のひび割れと破損，はがれ等発生の主張については原因の特定が困難であり様々な原因が複合しているとしつつ，汚損された商品に対する解決・善処には応じかねるが，同店舗内への粉じん等の侵入防止が最優先との考えから，同店舗入口へのエアーカーテン設置を提案すること等を回答した。その後，被申請人は，同店舗入口にエアーカーテンを設置し，店舗縁石のひび割れ，はがれ対策も行った。（甲2～4，6）

(5) 申請人は，被申請人等に対し，同年9月15日付けで，商品であるペルシャ絨毯の汚損は本件工事により申請人店舗内に侵入した粉じんに起因するものであるとして，汚損した絨毯のクリーニング費用の見積金額6291万円を提示し，さらに代理人を通じて，被申請人に対し，平成19年6月7日付けで，汚損した絨毯のクリーニングに関する費用及びクリーニングによる減価額並びに工事による店頭売上げ減少による逸失利益の合計7671万円の損害賠償を請求した。しかし，被申請人は，これに応じない旨回答した。（甲4～7）

2 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 申請人の商品である絨毯の汚損に関する不法行為について

ア 被申請人の単独の加害行為による不法行為について

(ア) 被申請人の加害行為

【申請人の主張】

本件工事期間中の平成16年8月ころから平成17年2月ころにかけて，本件工事現場では地盤の掘削作業が行われ，掘削による土砂を搬出するための車両の出場が多くなった。被申請人は，搬出する土砂

を積載した車両を、申請人店舗前の道路（□□□通り）の最も同店舗寄りの車線において1日当たり数百台（日によっては1000台近く）をほぼ毎日走行させ、上記の約7か月間の合計台数は10トンダンプに限定しても約8万4000台となった。被申請人は、それらの車両を、土砂を積載した荷台をカバーシートで覆うことも、泥土等の付着したタイヤを十分に洗浄することもせずに走行させたため、積載されている土砂やタイヤに付着した粘土等から大量の粉じん（本件において粉じんとは、粒径10 μ m以下の浮遊粒子状物質よりも粒径の大きいものであることを前提とする。）が同店舗前に飛散した。

【被申請人の認否・反論】

申請人の主張する期間に本件工事現場において地盤の掘削作業を行ったことは争わないが、同現場を出場した土砂運搬車両から大量の粉じんが飛散したことは否認する。

本件工事現場を出場する土砂運搬車両は、次のとおり、タイヤ洗浄やカバーシートの設置により、タイヤから粉じんが飛散したり、土砂が路上に落下して粉じんが飛散したりすることを防止する措置を講じているから、これらの車両から大量の粉じんが発生することは考えられない。

- a タイヤの洗浄については、本件工事現場内で舗装部分（アスファルト又は構台）を走行した車両と未舗装部分を走行した車両を区分し、未舗装部分を走行した全車両についてタイヤ洗浄機又は高圧洗浄機によるタイヤの洗浄を行い、10トンダンプを主体にタイヤ洗浄機を使用して洗浄を行った（1台当たりの洗浄時間は15秒から20秒間）。洗浄後、目視による洗浄状況の確認を行い、洗浄が不十分な車両については、各ゲートに配置した作業員が高圧洗浄機で不十分な部分の再洗浄を行った。舗装部分を走行したダンプについ

ても、タイヤ・車両の汚れの状況に応じて、高圧洗浄機により汚れのある部分の洗浄を行った。

- b 土砂運搬車両の走行中に土砂が路上に落下、飛散することを防止する電動式装置であるカバーシートは、積載物がない場合は荷台枠に密着する状態となり、積載物がある場合は荷台枠上部から荷台の一部を覆う状態となることから、荷台を完全に覆うものではないが、荷台上の掘削土は湿潤状態にあることに加え、通常、荷台に土砂を積載後、土砂掘削機のバケット（土砂を掻き出す籠の部分）で圧力をかけ、積載した土砂が運搬時の振動等で崩れないよう措置を講じた上で出発するため、荷台からの粉じんの発生は極めて少なく、カバーシートの隙間から粉じんが飛散する危険性は軽微である。

(イ) 被申請人の過失

【申請人の主張】

被申請人は、本件工事に伴って発生する粉じんが飛散して周辺住民に被害が発生する事態を防止するため、土砂を積載した車両を走行させるに当たっては、同車両の荷台を完全に覆うカバーシートを用いたり、泥土等の付着したタイヤの水洗いを徹底したりする等の対処策を講じて、周辺住民の粉じん被害を防止すべき義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、上記対処策を講じないか、又は、講じても不十分なまま、土砂を積載した多数の車両を申請人店舗前で走行させていた。

したがって、被申請人には上記注意義務に違反した過失がある。

【被申請人の認否・反論】

過失については争う。

被申請人は、上記(ア)【被申請人の認否・反論】のとおり、本件工事現場の周辺環境に配慮して、土砂を積載した車両を走行させるに当た

っては、同車両の土砂を積載した荷台の一部を覆うカバーシートを用い、泥土等の付着したタイヤの水洗いを徹底する等の対処策を講じており、その対策は十分なものであった。

(ウ) 申請人の損害

【申請人の主張】

平成16年8月ころから平成17年2月ころまでの間に、被申請人が土砂運搬車両から大量に飛散させた粉じんにより、申請人が申請人店舗に展示していた商品であるペルシャ絨毯115枚が汚損した（以下、申請人が汚損したと主張する絨毯を総称して「本件絨毯」という。本件絨毯の詳細は別紙1のとおりである。）。本件絨毯の汚損とは、表面及び房が粉じんのために全体的にくすんだ色合いになり、ペルシャ絨毯本来の色彩が失われた状態になったことをいうものである。本件絨毯の汚損のため、申請人は、それらをイランに空輸してクリーニングせざるをえなくなり、クリーニングしたとしても申請人店舗で中古品として割引をして販売するほかなくなるという損害を被った。

【被申請人の認否】

本件絨毯115枚の汚損の事実は争う。

特に、本件絨毯表面の汚損状況は明確でない。また、縁、房の汚れについても申請人の日常の商品管理の不備・欠陥によるものと疑われ、粉じんによる汚れとはいえない。

(エ) 被申請人の加害行為と申請人の損害との因果関係

【申請人の主張】

上記(ウ)【申請人の主張】の本件絨毯の汚損は、被申請人が本件工事に伴い土砂運搬車両を多数走行させ、申請人店舗前で大量の粉じんを飛散させた行為と因果関係がある。

すなわち、上記(ア)及び(ウ)【申請人の主張】のとおり、被申請人は、

本件工事期間中である平成16年8月ころから平成17年2月ころまでの約7か月間、多数の土砂運搬車両を、申請人店舗前の道路の最も同店舗寄りの車線においてほぼ毎日走行させたのであるが、同車線と同店舗入口の間の距離はわずか数メートルしかないため、土砂運搬車両が積載している土砂や泥土等の付着したタイヤからの大量の粉じんが飛散して同店舗入口から内部に入り込み、あるいは、そのまま道路上に落下して後続の土砂運搬車両の通過に伴って舞い上がり、同店舗入口から内部に入り込んだ。同店舗内に入り込んだ粉じんは、展示されていた絨毯の表面・房に付着し、本件絨毯115枚が汚損した。

絨毯に粉じんが付着した当初は粉じんが絨毯の表面上に点の状態で見えなかったために汚れが目立たなかったが、展示する絨毯の入替えを行ったり（申請人店舗内に展示する絨毯は、各陳列台に平積みする一番上の絨毯、壁面に吊して展示する絨毯及び展示用ハンガーに掛けて展示する絨毯を、5日から10日ごとに入れ替え、上記の約7か月間では約20回から40回の入れ替えを行っていた。）、来店客に見せるために陳列台に平積みした複数枚の絨毯を何枚もめくったりして入れ替えたりするうちに、絨毯の上に別の絨毯を載せたり、絨毯がこすれたりすることが繰り返されること、粉じんが徐々に絨毯のパイル（毛足）の奥深くまで浸透して汚れが目立つようになったこと等により、平成17年3月か4月ころには申請人代表者が本件絨毯の汚損に気付くに至ったのである。

【被申請人の認否・反論】

本件絨毯に汚損があるとしても、本件工事との間に因果関係があることは否認する。

本件工事期間中、被申請人が申請人店舗前の通りにおいて土砂運搬車両を通過させた事実は認めるが、同店舗は交通量の多い□□□通り

に面しており、土砂運搬車両以外にも自動車の往来による粉じんは日常的に発生する。例えば、平成16年11月10日に実施された交通量調査の結果によれば、同店舗前を通行した全時間の車両数は2万8238台（大型車、小型車を含むが、二輪車を除く。）であり、同日に同店舗前を通過したと思われる本件工事に係る大型車（10tダンプ）の車両数は731台と推定されるから、本件工事に係る大型車の車両数は全通行車両数の約2.6%に過ぎなかった。そもそも、同店舗の立地条件を考慮すれば、都営地下鉄□□□線の工事が長期間行われてきた場所であるなどの事情から、粉じんによる被害が本件工事に起因しているとはいえないのである。

また、上記(ア)【被申請人の認否・反論】のとおり、本件工事現場を出入場する土砂運搬車両から大量の粉じんが発生することは考えられない。

さらに、申請人は、粉じんが、粒径10 μ m以下の浮遊粒子状物質よりも粒径が大きいものであることを前提とするが、一般に、そのような浮遊粉じんは肉眼で観察可能であり、自重で沈下するものとされるから、少なくとも、粒径10 μ m以上の粉じんが申請人店舗内まで入り込み、積み重ねて陳列・保管されている絨毯を汚損し、絨毯毛足の奥まで入り込む事態の発生は想定し難い。

加えて、本件絨毯の縁、房の汚れは、申請人の日常の商品管理の不備・欠陥によるものとの強い疑いもある。

(オ) 申請人の損害金額

【申請人の主張】

本件絨毯が汚損したことによる申請人の損害金額は、次のa、bの合計6303万8082円である。

a 本件絨毯のクリーニングに要する費用 3008万1582円

本件絨毯のクリーニングに要する費用の合計額は3008万1582円であり、その内訳は別紙2の番号1～26記載のとおりである。

ペルシャ絨毯のクリーニングは、①クリーニング（絨毯の表面及び房に付着した粉じん及びほこりを取り除くための水洗い、乾燥、伸長等の作業）、②カッティング（クリーニングした絨毯の表面を均一に短く刈り整える作業）、③フィニッシング（クリーニングによって固くなった絨毯の手触り、肌触りをソフトにするための柔軟仕上げ、光沢出し、房そろえ、炭アイロン等の作業）の3段階の過程を経て行われる。これらの作業を行うには、いずれも特殊な技術と設備を必要とするが、日本にはこれらの作業に熟練した業者・職人がおらず、作業に適した設備もないことから、本件絨毯を再び販売できるまでにクリーニングするにはペルシャ絨毯の本場であるイランに輸送して専門のクリーニング業者に依頼するしか方法がないのである。

b 本件絨毯のクリーニングによる減価 3295万6500円

クリーニングした絨毯は、新品として申請人店舗で販売することはできず、一般客に中古品として販売することになるが、通常、専門業者に中古品として売却する場合には新品価格の15%引きの価格となるため、一般客に対する中古品販売の価格設定についてもその割引率を参考にして、本件絨毯の販売価格合計2億1971万円（別紙1記載の販売価格の合計額）の15%に相当する3295万6500円がクリーニングによる減価額となる。

【被申請人の認否・反論】

申請人の主張する損害金額は否認する。

a 本件絨毯のクリーニングに要する費用について

申請人の主張する本件絨毯のクリーニングに要する費用は過大であり、損害額として認めることはできない。

申請人は「ペルシャ絨毯のクリーニングは、①クリーニング、②カッティング、③フィニッシングの3段階の過程を経て行われ、これらの作業を行うには、いずれも特殊な技術と設備が必要である」として、「本件絨毯を再び販売できるまでにクリーニングするには、ペルシャ絨毯の本場であるイランに輸送して専門のクリーニング業者に依頼するしか方法がない」と主張するが、日本国内でペルシャ絨毯のクリーニングを行う業者は、水洗い等によるクリーニングが主であり、カッティング・フィニッシングが必要な理由が不明である。また、日本国内でペルシャ絨毯のクリーニングを行う業者は、イランにいる専門職人を日本に呼び寄せ、専門の工房を設けて客からの要望に応えている者もあり、日本国内での作業は不可能ではなく、本件絨毯をイランに輸送し、作業をしなければならない必要性は認められない。

また、仮に、本件絨毯をイランに輸送してクリーニングを行い、再輸入するとしても、修理のため外国に品物を輸出し、その輸出の日から1年以内に再輸入した場合は関税、消費税等の軽減を受けることができる制度があるから、申請人の主張する関税・消費税の金額は根拠に乏しい。

b 本件絨毯のクリーニングによる減価について

否認する。

申請人は「クリーニングした絨毯は、新品として申請人店舗で販売することはできず、一般客に中古品として販売することになる」と主張するが、その根拠は明らかでなく、減価額の算出根拠も理解し難い。

イ 被申請人と他の多数の通行車両運行者による共同不法行為について
(予備的主張)

(7) 被申請人と他の多数の通行車両運行者との共同行為

【申請人の主張】

被申請人は、本件工事期間中の平成16年8月ころから平成17年2月ころまでの約7か月間に、申請人店舗前の道路において、ほぼ毎日、本件工事現場での掘削作業により生じた土砂を搬出するための車両を多数走行させ、積載されている土砂や粘土等が付着したタイヤからの大量の粉じんを同店舗前に飛散させた。土砂を荷台枠より高く積んで過積載した車両を走行させ、カバーシートのない車両後方から土砂を飛散させていた疑いもある。被申請人のかかる行為は、客観的にみて本件絨毯の汚損発生の原因となる危険性がある。

また、申請人店舗前を他の多数の車両が通過する行為も、本件絨毯の汚損発生の原因となる危険性がある。

したがって、申請人店舗前において上記土砂運搬車両を走行させた被申請人と他の多数の車両の運行者とは、共同してかかる危険性がある行為を行ったものであり、両者の行為には客観的関連共同性がある。

【被申請人の認否・反論】

申請人店舗前を本件工事の土砂運搬車両が通過する行為と他の多数の車両が通過する行為とが共同不法行為に当たるとの主張は争う。

被申請人の土砂運搬行為は、それ自体が社会的に相当で適法な行為であり法律的・行政的な規制内容を遵守して行っているから、「本件絨毯の汚損発生の原因となる危険性」がある行為とはいえない。また、他の多数の車両が申請人店舗前を通過する行為も、社会的に相当で適法な行為である。これらの多数の適法行為が存在しても、それは単なる偶然であり、客観的関連共同性は認められない。

むしろ、本件絨毯の汚損発生の原因となる危険性があるのは、店舗の入口ドアを閉めずに営業を継続し、絨毯の汚損防止のために必要な措置を執らなかった申請人の行為である。申請人は、店舗の入口ドアを開放して露天同様の状態としていたから、大気の環流によって店舗周辺に存在する浮遊物質が店舗内に無制限に侵入するのであって、仮に商品である絨毯が汚損したとしても、それは自然の因果の流れによるものである。また、申請人は、店舗内に侵入した浮遊物質を速やかに店外に排出したり、絨毯に付着した物質を除去するなどの絨毯の汚損防止のために必要な措置を執っておらず、そのことが本件絨毯の商品価値低下の原因となったというべきである。

(イ) 申請人の損害及びその金額

【申請人の主張】

上記ア(ウ)及び(オ)の各【申請人の主張】記載のとおりである。

【被申請人の認否・反論】

上記ア(ウ)【被申請人の認否】及び同(オ)【被申請人の認否・反論】記載のとおりである。

(ウ) 共同行為と申請人の損害との因果関係

【申請人の主張】

上記(イ)【申請人の主張】の申請人の損害は、申請人店舗前において、被申請人の土砂運搬車両と他の多数の車両とが走行し、それらがいまって粉じんを飛散させたことにより発生したものである。したがって、申請人の損害は、上記(ア)【申請人の主張】の被申請人の土砂運搬車両と他の多数の車両による共同行為との間に因果関係がある。

【被申請人の認否】

被申請人の土砂運搬車両と他の多数の車両による共同行為と申請人の損害との因果関係は否認する。

(2) 申請人店舗の売上利益の減少に関する不法行為について

ア 被申請人の加害行為

【申請人の主張】

被申請人は、本件工事に関連して、平成16年10月ころから平成19年3月ころにかけて、連絡通路工事を行った。本件工事期間中、日常的に騒音・振動が発生していたが、この連絡通路の建設位置は申請人店舗前の道路の地下であり、連絡通路工事はまさに同店舗の目の前で行われたため、本件工事に伴う騒音、振動に加え、連絡通路工事に伴う騒音、振動及び悪臭が発生し、特に、平成17年7月ころから平成18年2月ころまでの間、道路の掘削作業に伴う騒音、振動が著しく発生した。また、被申請人は連絡通路工事期間中、道路の掘削作業で開削された箇所に一般車両通行用に多数の路面覆工板を設置したため、その上を車両が通過するたびに振動や覆工板どうしがぶつかり合う金属音が発生した。さらに、被申請人は連絡通路工事において、アスファルト舗装の際に、においが申請人店舗内に入り込むほど強烈なアスファルト臭を発生させた。

【被申請人の認否・反論】

連絡通路工事における掘削作業期間は概ね申請人の主張どおりであり、連絡通路工事において、覆工板設置に伴う振動、金属音がある程度発生していたが、騒音、振動が著しく発生していたことは否認する。

騒音、振動については、被申請人が、覆工板の繋ぎ目にゴムを挟むなどして振動、金属音の発生防止対策を行ったほか、低減対策に対する教育の再徹底、機械類のエンジン音対策、合図の無音化等の対策（乙12）を講じた結果、いずれも法令に定める規制基準値内におさまっており、著しく発生していたわけではない。なお、アスファルト舗装時のアスファルト臭は、アスファルト臭を低減させる方策が現在のところないため、

特段行っていない。連絡通路工事は、Aを訪れる人々に対する必要不可欠な通路を整備する極めて公共性の高い工事であること、申請人が騒音、振動の発生を知悉した上で店舗入口を開放していたことも考慮すると、申請人が連絡通路工事により受ける影響は受忍限度の範囲内である。

イ 被申請人の過失

【申請人の主張】

申請人代表者は、被申請人担当者に対し、平成17年8月17日に「店舗周辺で作業をすることによる売上げへの影響を懸念される」旨を話したり、同年10月29日に「工事による営業への影響に対する苦情」を行ったりし、被申請人担当者は、「(工事による営業への影響について)極力考慮している」旨回答していた。すなわち、被申請人は、本件工事及び連絡通路工事の実施により申請人店舗の売上げが減少することを十分予見していたのであるから、本件工事に伴う連絡通路工事における道路の掘削作業で発生する騒音、振動等により申請人がその店舗の売上げ減少等の営業上の不利益を被らないよう、騒音、振動等を軽減する対処策を講じ、上記不利益を防止すべき注意義務を負っていた。にもかかわらず、被申請人はこれを怠り、上記対処策を講じないか、又は、講じても不十分なまま、本件工事、特に道路の掘削作業をそのまま継続させた。

したがって、被申請人には上記注意義務に違反した過失がある。

【被申請人の認否・反論】

過失については争う。

申請人の主張する事実経過は認めるが、被申請人は、上記ア【被申請人の認否・反論】のとおり、騒音、振動等を軽減する対処策を講じており、その結果、施工中は騒音、振動の規制基準値を満たしていたのであり、過失はない。

ウ 申請人の損害

【申請人の主張】

申請人は、被申請人が本件工事及び連絡通路工事，特に連絡通路工事に起因して発生させた騒音，振動等により，申請人店舗における絨毯の平成17年10月から平成18年1月まで（以下「平成17年度の10月から1月期」という。）の店頭売上額（申請人店舗の全売上額から外売上額を控除したもの）が平均的な店頭売上額を大きく下回り，上記騒音，振動等がなければ得られたであろう利益を得られなかったという損害を被った。

【被申請人の認否・反論】

申請人の主張する店頭売上額及び利益の減少の事実を否認する。

エ 被申請人の加害行為と申請人の損害との因果関係

【申請人の主張】

上記ウ【申請人の主張】の店頭売上額及び利益の減少は，本件工事及び連絡通路工事，特に連絡通路工事に伴う騒音，振動等の発生と因果関係がある。

すなわち，本件工事及び連絡通路工事の期間中，騒音，振動が日常的に発生し，特に，連絡通路工事における道路の掘削作業期間（平成17年7月ころから平成18年2月ころまでの間）は騒音，振動が一段と激化した。また，アスファルト舗装時にはアスファルト臭までしたこともあって，申請人店舗周辺の環境が悪化し，同店舗前の通りを通行する人の数が激減して客足が遠ざかった。来店した客も，店内にまで響く騒音や振動のため，絨毯を落ち着いて見ることができず，早々に立ち去ったり，突然の騒音に驚いて店を出て行くこともたびたびあった。

申請人店舗の店頭売上額が減少した平成17年度の10月から1月期は，騒音，振動等が特に激しかった道路の掘削作業期間と重なっており，

この間の売上の減少が、本件工事及び連絡通路工事、特に連絡通路工事による騒音、振動等と因果関係があることは明らかである。

【被申請人の認否・反論】

平成17年度の10月から1月期における申請人店舗の店頭売上額及び利益が減少したとしても、本件工事及び連絡通路工事との間に因果関係があることは否認する。

連絡通路工事において発生した騒音、振動は、いずれも法令に定める規制基準を満たしている上、申請人店舗の立地条件を考えれば、都営□□線の工事が長期間行われてきた場所であるなどの事情から、売上の減少が本件工事及び連絡通路工事に起因しているとはいえない。

オ 申請人の損害金額

【申請人の主張】

本件工事及び連絡通路工事、特に連絡通路工事に伴う騒音、振動等の発生による申請人の損害金額は、平成17年度の10月から1月期に、上記騒音、振動等がなければ得られたであろう利益額480万2091円である。

すなわち、申請人店舗における絨毯の平成15年度から平成19年度（平成17年度を除く。）の各10月から翌年1月までの店頭売上平均額は3321万3971円であり、平成17年度の10月から1月期の店頭売上額は1949万3710円であるから、その差額である1372万0261円が店頭売上減少額である。申請人店舗での売上利益は売上高の約35%であるから、同額の35%である480万2091円が逸失利益となる。

【被申請人の認否・反論】

申請人の主張する損害金額は否認する。

申請人は、平成15年度から平成19年度（平成17年度を除く。）

の各10月から翌年1月までにおける店頭売上額の平均を逸失利益の算出根拠としているが、上記4年度の同期の店頭売上額の最大値は5130万4860円（平成16年度）、最小値が2232万6625円（平成15年度）であり、非常にばらつきが大きい。このようにばらつきが大きい店頭売上額の平均値と平成17年度の10月から1月期の店頭売上額の差額を逸失利益とすることはあまりにも粗雑である。店頭売上額のばらつきは各年度特有の事情によるものと考えられるので、逸失利益を算出する上では、それらの事情を考慮した数値を用いるべきである。

第3 当裁定委員会の判断

- 1 争点(1)（申請人の商品である絨毯の汚損に関する不法行為について）のA（被申請人の単独の加害行為による不法行為について）

- (1) 申請人の損害（争点(1)のAのウ）について

争点(1)の他の点に関する判断に先立ち、商品である絨毯に関する申請人の損害の有無について判断することとする。

ア 申請人は、「申請人店舗に展示していた商品である本件絨毯115枚が汚損した」とし、「本件絨毯の汚損とは、表面及び房が粉じんのために全体的にくすんだ色合いになり、ペルシャ絨毯本来の色彩が失われた状態になったことをいうものである」と主張するので、本件絨毯にそのような汚損が認められるか否かについて判断する。

申請人が提出した書証（甲8の6～14、20の1～29）及び当裁定委員会が平成20年7月8日に行った事実の調査の結果（以下「事実調査の結果」という。）によれば、本件絨毯の中には縁又は房に黒ずんだ汚れが確認できるものが比較的多く存在し、それらの黒ずみは絨毯のへりに沿っているものが多く、房の汚れについては房の根元よりも先端部分の方の黒ずみが特に濃くなっており、数枚についてはその汚れがかなりひどいことが認められる。しかし、絨毯表面の全体的な汚れを明確

に認めることは困難であり、表面や房が全体的にくすんだ色合いになっているかどうかははっきりとしていない。また、本件絨毯のうち縁や房に汚れの認められるものについても、その表面に土のかたまりや粉じんが落下して付着したと考えられる色むらやまだら状の局所的な汚れは確認できず、砂や土ぼこりが絨毯の毛足の奥に入り込んでいる状況も認められない。

申請人代表者は、上記調査の際、本件絨毯のうち多くのものについて、「表面全体が汚れている。（模様）が）シャープさに欠けている。絹の光沢が出ていない。」旨を指示説明したが、それらの絨毯を汚れていない絨毯と比較しても明らかな差異は認識できない。また、やや色がくすんでいると思われる絨毯についても、それが元来の色合いであったり光線による見え方の違いや自然の褪色であることが十分想定される状態であって、土ぼこりや粉じんなどの汚れによる色合いのくすみと認めることはできない。

イ したがって、本件絨毯には、その一部のものについて縁又は房に汚れが認められるものの、申請人主張の汚損を明確に認めることはできない。

(2) 被申請人の加害行為と申請人の損害との因果関係（争点(1)のアの(エ)）について

上記(1)のとおり、本件絨毯には申請人が主張する汚損のすべてが明確に確認できたわけではないが、一部のものについては縁又は房に汚れが認められた。そこで、この汚れが申請人の主張する因果経過によって発生したと認められるかどうかについて判断する。

ア 申請人は、「被申請人は、本件工事期間中である平成16年8月ころから平成17年2月ころまでの約7か月間、多数の土砂運搬車両を、申請人店舗前の道路の最も同店舗寄りの車線においてほぼ毎日走行させたのであるが、同車線と同店舗入口の間の距離はわずか数メートルしか

いため、土砂運搬車両が積載している土砂や泥土等の付着したタイヤからの大量の粉じんが飛散して同店舗入口から内部に入り込み、或いは、そのまま道路上に落下して後続の土砂運搬車両の通過に伴って舞い上がり、同店舗入口から内部に入り込んだ。同店舗内に入り込んだ粉じんは、展示されていた絨毯の表面や房に付着し、本件絨毯115枚が汚損した。」と主張する。

上記の主張は、申請人店舗前で飛散し、同店舗入口から頻繁に侵入した大量の粉じんが、一定時間浮遊した後、陳列されていた絨毯の上に落下したとの機序を前提とするものである（当裁定委員会による事実の調査の際における申請人代表者の陳述はこの前提に基づくものである。）から、このような機序が認められるかどうかにつき、以下検討する。

(ア) まず、平成16年8月ころから平成17年2月ころまでの約7か月間に、土砂のかたまりや粉じん、ほこりが申請人店舗入口から店内に頻繁かつ大量に侵入して浮遊したとすると、それらのうち比較的重いものは同店舗入口付近の床や展示してある絨毯上に落下し、微細なものはより奥に展示してある絨毯上に落下すると推測される。そのため、通常は、入口近くの陳列台で平積みの上部に陳列されている絨毯が最も汚れが目立ちやすく、一枚の絨毯の中では入口に近い部分が最も汚れが目立ちやすいはずである。そして、粉じんやほこりが付着した箇所には局所的に色むらやまだらなどの土ぼこりの跡がついたり、毛足の奥に砂や土ぼこりが残存したりすることが推測できる一方、房の先端部分や縁の黒ずみが特に濃くなることは考えにくい。

ところが、本件絨毯のうち汚れの認められるものの状態は上記(1)認定のとおりであり、陳列されていた位置、向きと汚れ方との関連性が認められないばかりでなく、絨毯の表面に土のかたまりや粉じんが落下して付着したと考えられる色むらやまだら状の局所的な汚れが認め

られず、毛足の奥に砂や土ぼこりが残存している状況も確認できない。反面、絨毯の縁又は房に黒ずみが認められ、その黒ずみも土ぼこり等が落下して付着したことをうかがわせる色むらやまだら状の変色ではなく、多くのものは絨毯のへりに沿って連続していて、房の先端部分の黒ずみは特に濃くなっている。

したがって、本件絨毯の一部に認められた汚れの状態は、申請人の前提とする機序から通常想定される絨毯の汚れの状態と著しく異なっており、不自然である上、そのような汚れの状態になったことを合理的に説明する事情も認められない。

(イ) 次に、申請人店舗は、交通量の多い□□□通りに面し、付近における自動車の往来も頻繁であって、排気ガスや粉じん等の影響を受けやすい立地条件にある上、本件工事以前から同店舗入口のドアが営業中は開放されていたことから（乙1，21，事実調査の結果，審問の全趣旨），本件工事の有無にかかわらず，同店舗内に多様な粉じんがある程度は侵入し，浮遊していたと考えられる。しかるところ，申請人は，本件絨毯の汚れは本件工事以前には発生せず，本件工事期間中の平成16年8月ころから平成17年2月ころまでの約7か月間に発生したものであると主張するので，この主張を前提とすれば，上記の約7か月間における粉じんやほこりの侵入，浮遊は，本件工事前にはなかったほど頻繁かつ大量であったと推知することができ，上記の約7か月間に申請人代表者又は従業員が粉じんやほこりの侵入に気づき，さらには商品として陳列されていた絨毯の汚れを懸念して，汚れが発生すれば速やかにこれを認識する可能性が高かったものと考えられる。

ところが，申請人代表者は，「ほこりは，入口ドアから入ってきた。重たいほこりは入口付近に溜まり，軽くなるにしたがって，一番奥の棚の絨毯の所へと溜まっていった。床に溜まったほこりは，砂のよう

であり、少なくとも毎日1回はモップのような柔らかい箒で集めて掃除していた。」と述べ（事実調査の結果）、上記の約7か月間に粉じんやほこりの侵入には気づいた（実際、申請人代表者は平成16年6月ころから粉じんの被害を訴えていたものと認められる（前記第2の1（前提となる事実）(3)）。）が、本件絨毯の汚れは認識しなかったというのである。このことからすると、申請人店舗内における粉じんの侵入や浮遊の様子が、申請人代表者又は従業員が陳列中の絨毯の汚れを懸念するほどには顕著でなかったことが強く推定されるのである。

また、申請人は、同代表者が平成17年3月か4月ころになって初めて絨毯の汚れを認識した理由として、「絨毯に粉じんが付着した当初は粉じんが絨毯の表面上に点の状態に接触していたために汚れが目立たなかったが、展示する絨毯の入替えを行ったり、来店客に見せるために陳列台に平積みした複数枚の絨毯を何枚もめくったりして入れ替えたりするうちに、絨毯の上に別の絨毯を載せたり、絨毯がこすれたりすることが繰り返されるなどして、粉じんが徐々に絨毯の毛足の奥深くまで浸透して汚れが目立つようになった。」と主張する。

しかし、上記(1)のとおり、本件絨毯のうちの一部に認められた汚れは主に絨毯の縁又は房の黒ずみであり、その状態からみて、上記の約7か月間に粉じんがこすれるなどして徐々に浸透して生じたとは認められないし、それらの黒ずみは比較的明瞭であるため、上記の約7か月間にそれらの絨毯が申請人店舗内に陳列された際、申請人代表者又は従業員が展示する絨毯の入替え時等にそれらの汚れを看過するとも考え難い。したがって、申請人の上記主張の状態に粉じんが本件絨毯に付着し、汚れが顕在化したとするには明らかに不合理な点がある。

(ウ) 以上のことから、本件絨毯の一部に汚れが発生したことにつき、

「申請人店舗前で飛散し、同店舗入口から頻繁かつ大量に侵入した粉

じんが、一定時間浮遊した後、陳列されていた絨毯の上に落下した」
との機序は認定できないというべきである。

イ また、本件絨毯の一部に縁や房の汚れが発生したことについては、申請人店舗入口から侵入した粉じんが店内で大量に浮遊し、絨毯上に落下して付着したこととは別の原因を考えることができる。

(ア) 申請人店舗の清掃状況については、毎日掃除が行われているが、動かせるものを動かして室内の大掃除を行うのは年に1、2回程度であること、同店舗の奥の棚や絨毯を織る機具の見本は平成15年以降大掃除をしておらず、ほこりが目立っていたこと、平成20年2月に同店舗入口に最も近い陳列台を移動した際、台の下から砂ぼこり様のものやごみ等が出てきたことが認められ（甲18の1～13、事実調査の結果）、これらの事実からすると、同店舗内の動かしにくい物品の周辺等には汚れの残る箇所がところどころに存在したことがうかがわれる。

そして、申請人は、商品である絨毯約1000枚のうち約7割を申請人店舗内で展示し、陳列台上に積み重ねる、壁面に吊す、展示用ハンガーに掛ける、表巻きに丸めるなどして陳列しているが、壁面に吊した絨毯、展示用ハンガーに掛けた絨毯及び陳列台の一番上の絨毯は、5日から10日程度で入れ替え、平積みされた絨毯の下のを来店客に示すときは上から順に絨毯を1枚ずつたたみながら床に積み重ねて置いていくというのであるから（事実調査の結果）、本件絨毯が壁面やハンガーに吊して展示されたり、床に置かれるなどして端の部分が床面に触れた際、縁、房等が床面に堆積していたほこり等によって汚れたことが十分考えられる。また、このような原因で絨毯が汚れたとすれば、上記(1)で認定した本件絨毯の縁、房の汚れの状態ともよく符合する。

(イ) 加えて、申請人が汚損しているとする本件絨毯 115 枚のうち 109 枚（約 95%）は、10 数年以上前の昭和 62 年ころから平成 3 年 10 月までの間に輸入されたものである上、商品の中には輸入時点で既に製作時から相当の年月を経たものもあることから（事実調査の結果）、製作後、運搬、保管の過程で経年劣化が生じている可能性も十分に考えられ、これを否定するに足りる証拠はない。

(ウ) さらに、申請人が、本件工事以前から申請人店舗入口ドアを営業中は開放していたことが、上記(ア)、(イ)の汚れや経年劣化を助長した可能性も否定できない。なぜなら、入口ドアが開放されていることによって、同店舗付近に近隣の自動車や各種の工事現場、空き地等からの排気ガス、土砂、粉じんが飛散したり、強風によって□□□・□□周辺地区に限られない広範な地域から砂や土ぼこりが運ばれたりし、それらの砂、粉じん、土ぼこり等が同店舗内に侵入し得ることは経験則から認められるところであり、それらの砂、粉じん、土ぼこり等が陳列された絨毯の汚れや劣化を早めることは十分あり得るからである。

なお、このような状態は本件工事以前から存在しているのであり、本件工事期間中に本件工事に起因して発生した砂、土ぼこり、粉じん等がある程度同店舗内に侵入し、他の原因で侵入した砂、土ぼこり、粉じん等とあいまって絨毯の汚れや劣化に何らかの寄与をしたとしても、それは本件工事以前から継続していた事象の延長に過ぎないものであって本件工事による被害とはいえず、申請人の商品管理の問題と考えるべきである。ただし、申請人店舗において、本件工事前には本件絨毯の汚れがほとんどなく、本件工事開始後に急激に汚れがひどくなった等の事実が客観的に証明されれば、そのような汚れや劣化が本件工事による被害として認められる可能性があるが、かかる事実を証明するに足りる証拠はない。

ウ　ところで、申請人は、「本件絨毯に付着した粉じんと本件工事施工との因果関係の立証については、新潟地方裁判所昭和46年9月29日判決（新潟水俣病事件判決）の判旨に即し、①本件絨毯に付着して本件絨毯を汚損した原因物質、②その原因物質が申請人店舗内に到達する経路、③被申請人における原因物質の排出の3つの段階に分け、申請人が①②を立証すれば、③について被申請人側で原因物質を排出していないことを立証しない限り、因果関係が事実上推認され、その結果、すべての法的因果関係が立証されたものと認めるべきである。また、①②の立証については、状況証拠の積み重ねにより、関係諸科学との関連においても矛盾なく説明できれば、法的因果関係の面ではその証明があったものと解すべきである。本件では、本件工事が申請人店舗のすぐ隣で行われたこと、本件工事期間中に本件工事現場から土砂を運搬するため多数の車両が同店舗前の道路を通過し、その台数は10トンダンプに限定しても、平成16年8月ころから平成17年2月ころまでの約7か月間に約8万4000台になること、それらの土砂運搬車両が荷台をカバーシートで覆っていなかったこと、土砂運搬車両が荷台枠より高く土砂を積載していたことが疑われること等の事情があるほか、地下の土砂が地上に存在することはまれであり、特に□□□周辺ではほぼ全ての地表がコンクリートやアスファルトで覆われて、土砂の掘削作業を行わない限り地下の土砂が地上で飛散することはあり得ないのであるから、①の原因物質が特定され、その物質と本件工事の建設発生土のサンプル（又は本件工事用地周辺の土質資料）を照合して矛盾がない、或いは、本件絨毯の付着物質と同じ物質が現在の申請人店舗周辺の大気中から検出されなければ、①②の立証として十分である。」と主張する。

しかし、次の理由により申請人の上記主張は認められない。

まず、仮に本件絨毯に申請人主張の経路で粉じんが付着したとすると、

付着物質は、ばらばらに分散された一般的な自然起源の微細物質になっていると考えられ、かつ、土を構成する自然起源の微細物質はどここの土であるかによって顕著な違いがないため、たとえ当該付着物質が本件工事現場の土に存在する物質と一致したとしても、本件工事現場以外のものでないとは判断できない。例外的に、本件工事現場にのみ分布して他の地域には分布しない特殊な物質が本件絨毯から検出される場合は、その物質が本件工事現場に由来することを推認できるが、かかる特殊な微細物質が本件工事現場の地中に存在するとの事実は認定できない。

また、上記イ(ウ)のとおり、申請人店舗内には、同店舗周辺のみならず□□□・□□周辺地区以外の場所を含む広範な地域から、本件工事現場以外の場所を発生源とする砂や土ぼこりが侵入し得るものであるところ、仮に本件工事現場以外の場所の土に由来する微細物質が本件絨毯に付着したとしても、本件工事現場又はその周辺の土を構成する自然起源の微細物質のいくつかと種類、性状が一致する可能性が高く、付着物質の発生源を判別できないことは上記のとおりである。まして、本件絨毯の付着物質の成分が土を構成する何らかの自然起源の微細物質であったとしても、それがどここの土に由来するかわからない以上、申請人店舗周辺の大気中から当該付着物質の成分が現在検出されないとの事実があっても因果関係の立証に有効でないことは明らかである。

さらに、上記イ(ウ)のとおり、申請人店舗入口ドアは本件工事以前から営業中は開放されていたことから、本件工事期間以外の時期にも砂、土ぼこり、粉じんが同店舗内に侵入していたことが十分考えられる。そのため、仮に本件絨毯に土を構成する自然起源の微細物質が付着していたとしても、本件工事期間中に付着したとは判断できない。

加えて、多数の土砂運搬車両が荷台全体を覆わずに土砂を積載して走行したとしても、当然に土砂が大量に落下、飛散するわけではなく、状

況によってはその可能性があるというに過ぎない。本件において、被申請人は、土砂運搬車両のタイヤ洗浄を実施し、積載された土砂がカバーシートの高さを超えないようにし、申請人店舗前の道路に散水するなど、土砂の落下、飛散防止のために一定の措置を講じ、近隣において申請人以外の店舗から本件工事の建設土による浮遊物質の増加に関する苦情はなかったことが認められる一方（乙4，11の1・2，18，審問の全趣旨），土砂運搬車両が土砂を過積載していたとか，平成16年8月ころから平成17年2月ころまでの間に申請人店舗前の道路に大量の土砂が落下，飛散したとの事実を明らかにする客観的証拠は何ら提出されていないから，本件工事に関する土砂運搬車両から土砂が大量に落下，飛散したとの事実を推認することはできないというべきである。

以上のことから、「本件絨毯に付着している物質が特定され，その物質と本件工事の建設発生土のサンプル（又は本件工事用地周辺の土質資料）とを照合して矛盾がない，或いは，本件絨毯の付着物質と同じ物質が現在の申請人店舗周辺の大気中から検出されない場合には，本件工事期間中に多数の土砂運搬車両が同店舗前の道路を通過したことや土砂運搬車両の荷台がカバーシートで覆われていなかったこと等の事情を考慮して，因果関係の立証は十分と考えるべきである。」との申請人の上記主張は到底採用できない。

エ 上記ア～ウにかんがみると，平成16年8月ころから平成17年2月ころまでの約7か月間に，被申請人が，本件工事に伴い土砂運搬車両を多数走行させ，申請人店舗前で大量の粉じんを飛散させたことにより本件絨毯の一部のものに認められる縁又は房の汚れが発生したとの因果経過を是認しうる高度の蓋然性があるとは言えず，申請人主張の因果関係は認められない。

(3) 以上によれば，争点(1)のアについて，申請人の商品であるペルシャ絨毯

の損害については、本件絨毯に申請人主張のような汚損は認められず、一部のものに認められる縁又は房の汚れも申請人主張の因果関係によって発生したとは認定できないから、その余の争点について判断するまでもなく、被申請人の単独の不法行為により損害を被ったとの申請人の主張は認められない。

2 争点(1) (申請人の商品である絨毯の汚損に関する不法行為について) のイ (被申請人と他の多数の通行車両運行者による共同不法行為について)

(1) 申請人は、被申請人が、平成16年8月ころから平成17年2月ころまで、申請人店舗前の道路において、ほぼ毎日、土砂運搬車両を多数走行させ、積載されている土砂や粘土等が付着したタイヤから大量の粉じんを同店舗前に飛散させた行為と、同店舗前を他の多数の車両が通過する行為は、いずれも客観的にみて本件絨毯の汚損発生の原因となる危険性があるから、被申請人が走行させた土砂運搬車両と他の多数の車両は共同してかかる危険性がある行為を行ったものであって、両者の行為には客観的関連共同性が認められ(争点(1)のイの(ア))、本件絨毯の汚損という申請人の損害(同(イ))と上記共同行為との間には因果関係がある旨主張する(同(ウ))。

(2) しかし、上記1(1)認定のとおり、本件絨毯には、一部のものに縁又は房の汚れが認められるものの、申請人が主張する汚損は明確に認められず、また、一部のものに認められる汚れも、上記1(2)アに詳述したとおり、申請人店舗前で粉じんが飛散して同店舗内に大量に侵入し、一定時間浮遊した後、陳列されていた絨毯上に落下したことにより発生したとは認定できない。

(3) そうすると、被申請人又は他の多数の通行車両運行者が申請人店舗前において大量に粉じんを飛散させた行為を行ったかどうかや両者の行為に共同行為性が認められるか否かを判断するまでもなく、被申請人と他の多数の通行車両運行者との共同不法行為により損害を被ったとの申請人の主張

は認められない。

3 争点(2) (申請人店舗の売上利益の減少に関する不法行為について)

(1) 申請人の損害 (争点(2)のウ) について

争点(2)の他の点についての判断はひとまずおき、申請人店舗の利益に関する申請人の損害の有無について先に判断することとする。

ア 申請人は、「申請人店舗における平成17年度の10月から1月期の絨毯の店頭売上額(全売上額のうち外販売売上額を除くもの)が平均的な店頭売上額を大きく下回り、本件工事及び連絡通路工事、特に連絡通路工事に起因して発生した騒音、振動等がなければ得られたであろう利益を得られなかったという損害を被った」旨主張する。

申請人の上記主張は、平成15年度から平成19年度までの各10月から翌年1月までの申請人店舗における絨毯の店頭売上額を示した上、平成17年度の10月から1月期が他の4年度の同期の店頭売上平均額より特に減少しているから、本来得られるべき売上げ(あるいは利益)が得られなかったとするものであるが、申請人の示す店頭売上額の数値を客観的に裏付ける証拠はなく、申請人の上記主張をたやすく認定することはできない。

また、仮に申請人主張の店頭売上額を前提としても、店頭売上額は年度、月によって大幅かつ不規則に変動しており、各年度の店頭売上額の推移を見ても12月の売上額が高くなる傾向があるという以外に何ら共通性は認められないから、毎年度の同時期(例えば10月から翌年1月まで)には概ね同等の水準の店頭売上額が得られることを期待できるとは到底言えないものである。したがって、平成17年度の10月から1月期における店頭売上額が他の4年度の同期における店頭売上平均額と比較して少ないからといって、本来得られるべき売上げ(あるいは利益)が得られなかったとは言えない。むしろ、申請人店舗の月別店頭売上額

を見ると、一部は季節性による可能性は否定できないものの、平成17年度の10月から1月期における最低店頭売上金額91万1750円（平成18年1月）は本件工事前である平成15年10月の店頭売上額より高いこと、平成17年度の10月から1月期における最高店頭売上金額1213万1460円（平成17年12月）は本件工事前である平成15年度の最高店頭売上金額1345万7515円（平成15年8月）や本件工事後である平成19年度の最高店頭売上金額1550万0250円（平成19年4月）と大差がないことから、平成17年度の10月から1月期の店頭売上額は、本件工事の前後と比較しても、特段低いものではないと考えるべきである。

イ 以上のことから、平成17年度の10月から1月期における申請人店舗の店頭売上額が減少し、得べかりし利益を喪失する損害が発生したとの申請人の主張は理由がない。

4 まとめ

以上により、申請人が、不法行為に基づき被申請人に対して損害賠償を求めるとの主張はいずれも理由がなく、申請人の裁定申請は認容できない。

第4 結論

よって、本件申請は理由がないから棄却することとして、主文のとおり裁定する。

平成21年3月30日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 杉野翔子

裁定委員 辻 通 明

裁定委員 小 玉 喜三郎

(別紙 1 乃至 2 省略)

以 上